

## 令和4年度 第2回「こだいらチャレンジショップ」事業募集要項

### 1. 事業主体

小平商工会

〒187-0032 東京都小平市小川町 2-1268

TEL 042-344-2311 FAX 042-343-0505

### 2. 採択件数

新規開業者等 2 件程度

### 3. 事業内容

不動産賃貸料補助として契約家賃月額額の 40% (上限 5 万円) を補助期間内の最長 12 ヶ月補助

\* 敷金・礼金等は補助対象外

### 4. 補助対象期間

令和 5 年 4 月支払家賃から令和 6 年 3 月支払家賃まで (12 ヶ月)

### 5. 補助金額

1 件当たり月額最大 5 万円 (年額最大 60 万円)

\* 補助適用決定後は 3 ヶ月ごとに支払います。

\* 補助決定額は、審査の状況等により申請金額を下回る場合があります。

### 6. 応募要件

下記のすべての要件を満たすこと

① 小売業及びサービス業・建設業・製造業等の他、NPO・コミュニティビジネス関係を含む経営者として独立開業を目指しているか既に独立の経験があり、年齢が 18 歳以上であること。

② 既に開業している場合は、事業開始後 2 年以内 (申請締切日より起算) であること。

\* 事業形態の変更 (法人成り・法人種別変更等) を行った場合、業態変更前の形態における開業日より通算して 2 年が経過する場合は対象外とする。

③ 対象事業所の所在が小平市内にあり、その事業所の賃貸料を支払っていること、もしくはその事業所の賃貸契約が成立し、賃貸料を支払う見込みがあること。

\* 親会社、子会社、グループ企業等関連会社 (資本関係のある会社・役員を兼務している会社等) との契約、及び事業役員、従業員、事業主の家族・親族等との契約は除く。

④ 既に開業している事業の支店の開設でないこと。

⑤ 申込者が直接経営する事業であること。(他者への委託は不可)

⑥ 小平商工会に未加入の場合、補助決定後に小平商工会に加入できること。

⑦ 補助期間内において家賃の支払確認書類等の提出ができること。

⑧ 補助期間内の経営データの提出ができること。

### 8. 応募方法

申請申込書 (様式 1) と創業計画書 (様式 2) に必要事項を記入のうえ、申込者の顔写真を添付して小平商工会へ。なお、提出書類の返却は行いません。

## 9. 必要書類

申請申込書（様式1）、創業計画書（様式2）

その他参考資料（会社パンフレット、メニュー表、物件の写真等）

\*既に事業を開始している場合、直近の確定申告書及び決算書

なお、決算期が未到来の場合、または直近決算より6ヶ月以上経過している場合のどちらかに当てはまる場合は、直近の試算表

## 10. 募集締切

令和5年2月15日（水）必着

### 11. 選考方法

①書類選考審査

②個別面談審査（書類選考審査通過者のみ令和5年3月中旬に開催予定）

\*審査の経過・結果に関するお問い合わせには一切応じません。

### 12. 補助金申請後の注意事項

申込された情報については下記の事例に限り取り扱いたします。

①当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析に使用します。

②経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

③小平市への情報提供（申請の実施状況について小平市へ提供する場合があります。）

### 13. 補助金交付決定の取り消し及び補助金の返還

以下のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただきます。また、下記の事例の場合には刑事罰が適用される場合もありますので十分注意してください。

①期間中の撤退、及び1ヶ月以上にわたる長期休業の場合。

\*休業期間中は補助を停止する場合があります。

②申請と異なった事業内容であった場合。

③小平商工会を退会した場合。

④その他、申込者の状況を考慮し、小平商工会が打ち切りの決定をした場合。

⑤偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

⑥補助金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。

⑦その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは補助助成金交付決定に基づく命令に違反したとき。

### 14. 申込先・問合せ

小平商工会

〒187-0032 東京都小平市小川町2-1268

TEL 042-344-2311 FAX 042-343-0505